

# 託送供給約款以外の供給条件

平成23年5月1日 実施

九州電力株式会社

平成 23 年 3 月 31 日 平成 23・03・22 資第 6 号 承認

この託送供給約款以外の供給条件は，電気事業法第24条の3  
第2項ただし書の規定に基づき承認を受けたものであります。

当社は、託送供給約款（平成21年7月8日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者に対して適用される料金その他の供給条件の内容について、平成23年5月1日から託送約款を変更し実施する日の前日までの間、次のとおりといたします。

1 接続送電サービス料金の電力量料金率については、次によるものといたします。

- (1) 託送約款19（接続送電サービス）(3) 接続送電サービス料金 イ 標準接続送電サービス料金の適用を受ける場合  
イ 高圧で供給する場合

1キロワット時につき	2円57銭
------------	-------

- ロ 特別高圧で供給する場合

1キロワット時につき	1円12銭
------------	-------

- (2) 託送約款19（接続送電サービス）(3) 接続送電サービス料金 ロ 時間帯別接続送電サービス料金の適用を受ける場合  
イ 高圧で供給する場合

- (イ) 昼間時間

1キロワット時につき	2円87銭
------------	-------

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	2 円 1 9 銭
-------------	-----------

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 昼 間 時 間

1 キロワット時につき	1 円 2 2 銭
-------------	-----------

(ロ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 円 0 1 銭
-------------	-----------

2 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，  
託送約款によるものといたします。